

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」の一部改正に関する意見募集について

平成29年6月9日

＜問い合わせ先＞

航空局安全部
運航安全課
(内線 50-124)

国土交通省では、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」の一部改正を検討しています。

このため、広く国民の皆様から、当該告示の改正案に対するご意見を募集いたします。お寄せ頂いたご意見につきましては、担当課において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料とさせていただきます。ご意見の受付は以下の要領で行います。

意見公募要領

【意見募集対象】

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」の一部改正について(別紙)

【意見送付方法】

住所・氏名・職業(会社名又は所属団体名)及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

① 電子メールの場合(テキスト形式でお願い致します。)

電子メールアドレス: dg-jcab@mlit.go.jp
国土交通省航空局安全部運航安全課あて

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省航空局安全部運航安全課 あて

③ FAXの場合

FAX番号03-5253-1661
国土交通省航空局安全部運航安全課 あて

【意見募集期間】

平成29年6月9日(金)から平成29年6月18日(日)まで(必着)

【注意事項】

- ※ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりませんので、あらかじめその旨ご了承願います。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・氏名・所属・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、ご承知おきください。